

社会保険の調査があることをご存知ですか !!!

今国会で問題となっている年金問題の一環として、社会保険料の適正納付の確認として、社会保険の調査が増えてきています。昨年まではほとんどなかったのが今年「算定基礎届の定時決定調査」として今年是非常に多くの会社に「調」の印が印字されていて調査の対象となりました。

平成23年6月17日
事業主様
日本年金機構 年金事務所
算定基礎届の定時決定調査について（通知）

日頃から年金事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年も算定基礎届を提出していただく時期となりました。この届出は、原則として7月1日に在籍する被保険者について、9月1日から翌年8月31日までの1年間における健康保険及び厚生年金保険の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となる標準報酬を定める極めて重要なものとなっております。
このため算定基礎届提出時に附随簿等による調査確認を実施しておりますので、業務ご多忙中とは存じますが、算定基礎届のご提出にあたり、下記の附随簿等をご持参いただきますようお願い申し上げます。
なお、日程変更等に関するお問い合わせにつきましては、誠に恐縮ではございますが、当所厚生年金適用調査課（06-6356-5511）までご連絡をお願いいたします。

記

- 調査日時 平成23年8月8日 15時00分
算定基礎届の提出は原則7月11日までとなっておりますが、貴事業所におかれましては調査確認を実施させていただきますので、上記日時に届書の提出をお願いいたします。
- 調査会場 年金事務所1F窓口
- 持参していただく書類等
 - 算定基礎届、算定基礎届総括表および総括表附表
 - 平成22年12月以降の賃金台帳
 - 平成23年4月以降の出勤簿（タイムカード）
 - 平成23年1月以降の所得税徴収高計算書（領収書）
 - 本通知書
 - ※1. 上記（1）はご記入、押印（事業主自署の場合は不要です。）いただいたうえ、ご持参ください。
 - ※2. 上記（2）、（3）はパート・アルバイトを含む、被保険者以外の方についても併せてご持参ください。
 - ※3. 持ち出し可能な場合は事業主印をご持参ください。

平成23年の調査時の必要書類は
通知に記載されているように下記のとおりです。

- 算定基礎届、算定基礎届総括表および総括表附表
- 平成22年12月以降の賃金台帳
- 平成23年4月以降の出勤簿（タイムカード）
- 平成23年1月以降の所得税徴収高計算書（領収書）

今一度社会保険の加入について届け出に誤りはないか確認してください。

詳細・ご質問等のお問い合わせはこちらまで TEL: 06-6313-1371
参与 富田 耕司